

佐賀県告示第三十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨通知があった。

平成二十三年二月十五日

佐賀県知事 古川 康

一 解除予定に係る保安林の所在場所

唐津市七山木浦字政ノ木二八八九の五〇・二八八九の八九（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を佐賀県県土づくり本部森林整備課及び唐津市農林水産部林務課に備え置いて縦覧に供する。）